主. 文

原判決を破棄する。

被告人を罰金一万円に処する。

右罰金を完納てきないときは金二百五十円を一日に換算した期間被告人 を労役場に留置する。

原審の訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

検察官白土八郎の控訴趣意及び弁護人高良一男の答弁は記録に編綴されている原 審検察官山田四郎及び同弁護人各提出の控訴趣意書及び答弁書記載のとおりである からこれを引用する。

同控訴趣意について

原審が「被告人は昭和二十六年十一月二十四日午後五時半頃福岡市aA食堂において飲酒酩酊の上Bに対し些細のことに因縁をつけ同所にあつた砂糖壺で同人の頭部を数回殴打し更に靴を以つて同人の治療十日間を要する右側頭部挫創及び右治とのなり場である」との本件公訴事実に対してきるが被告人の本件公訴事実に対してきるが被告人の本件公訴事実に対してきるが被告人の本件公訴事実に対してきるが被告人の本件の証拠には多量の飲酒等に基されてものないけれどもと当らればつて被告人に加害当時に於ける刑より酒乱の危険発生を未然に防止と対したがあるに持って被告人に加害当時に於ける刑より酒乱の危険発生を未然に防止の表務があるに持らずこれを怠って漫然と過度の飲酒をしたものないければ、おりの結果公訴事実に掲げた傷害行為を惹起したものであるが刑法を招待を表れないものにあるが刑法を招待ととは、一個のと記述を表現である。と判示したことは原判決に徴した。とおりである。

凡そ飲酒はその摂取が多量に及ぶときは人の感情に鈍磨を生ぜしめ甚だしきは心神耗弱乃至心神喪失の状態に陥りその酩酊者の衝動的行為が往々他人の生命身体に危険を来たすの恐あることは吾人の経験則上明白な事実であつて飲酒する者は何人もその摂取量、場所等につき社会生活上或程度の注意義務を負担すべきことは当〈要旨〉然である。しかして又病的酩酊の素質を有し以前に屡々飲酒酩酊の上心神耗弱乃至心神喪失の状態に陥りその〈/要旨〉状態において犯罪を犯す習癖を自覚する者は一般人に要求される飲酒についての前注意義務よりは遙かに高度の注意義務が要請されるものと解すべきである

これを本件につき検討して見ると本件記録並びに原審の取り調べた証拠によれば被告人は嘗つて傷害罪により六回に亘り処刑されたものであるところそのいずれたが飲酒の上の犯行であり尚被告人は病的酩酊の素質を有し自らも飲酒に陥りを不のり過度の飲酒の結果は極度に酩酊して心神耗弱乃至心神喪失の状態に陥りを有ら飲酒を避けなかつた特段の事情の認むべきものがないのに拘らず本件傷害もの方法がであるなが問題を選出していたののに対して事事を変した。 直前において自ら求めて飲酒の機会に近づき何人の介添もなく単身福岡士衝突を直前において自ら求めて飲酒の機会に近づき何人の介添もなく単身福岡士衝突を直動場及び同市 a A 食堂等酔客多数出入し何時如何なるはずみで酩酊者間士衝突本件を制力を表現り難き危険多き箇所を多量の酒を飲み歩きついに心神喪失の状態を招ったとの非難を免れない。

原審が右の事情を看過し冒頭認定の如く被告人の本件所為は単なる過失傷害であると速断し被害者の告訴なきことを以て本件公訴を棄却したのは事実を誤認し引いて法令の適用を誤つたものと謂わざるを得ない。しかも右の誤りは判決に影響を及ぼす事が明白であつて此の点に於て原判決は破棄を免れない論旨は理由がある。

そして当裁判所は本件記録及び原審の取り調べた証拠によつて直ちに判決をする ことができるものと認め刑事訴訟法第百九十七条により原判決を破棄し同法第四百 条但書に従い更に判決する。

一、 罪となるべき事実

被告人は嘗つて傷害罪により六回に亘り処刑されたものであるがそのいずれもが 飲酒の上の犯行であり尚被告人は病的酩酊の素質を有し自らも飲酒に節度を保ち得 ず過度の飲酒の結果は極度に酩酊して心神喪失乃至は心神耗弱の状態に陥りその状 態において犯罪を犯す習癖のあることを自覚しているものであつて一般人に比し特に飲酒の抑止、酒量の制限等の方法により重過失に基ずく酒乱の危険発生を未然に防止すべき注意義務を有するものであるところ昭和二十六年十一月二十四日飲酒を 避け得ない特段の事情のないのに拘らず自ら求めて飲酒の機会に近づき何人の介添 もなく単身福岡市ab町D酒場及び同市aA食堂等酔客多数出入し何時如何なるは ずみで酩酊者同士衝突するやも測り難き危険多き箇所を多量の酒を飲み歩きついに 心神喪失の状態に立至り同日午後五時半頃前記A食堂においてBに対し些細のこと に因縁をつけ同所にあつた砂糖壷で同人の頭部を数回殴打し更に靴を以て同人の頭 部等を数回殴打し尚自己の足で同人の身体を踏んだり蹴つたり等なし因つて同人に 治療十日間を要する右側頭部挫創及び右拇指捻挫を負わせたものである。

- 1, 検察事務官作成の第一、二回供述調書中の同人の各供述記載
- 司法警察員作成の被告人の供述調書中の同人の供述記載 2、
- 3、 原審第三回公判調書中証人C、Eの各供述記載
- 司法警察員作成のB、F、G、Hの各供述調書中同人等の供述記載 医師町野哲英作成の診断書中Bの傷害の部位程度の記載 4、
- 5、
- 6、 鑑定人九州大学医学部講師I作成の鑑定書の記載
- 被告人の前科調書 7、
- 飲酒につき一般人より特に重大なる注意義務の存することは冒頭判示事実 8、 により明白である。

法律の適用

被告人の判示所為は刑法第二百十一条後段同条前段罰金等臨時措置法第二条策一項第三条第一項第一号に該当するから所定刑中罰金刑を選択し其の金額の範囲内で 被告人を罰金一万円に処し右罰金を完納することができないときは刑法第十八条に より金二百五十円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置し刑事訴訟法第百八 十一条第一項に則り原審の訴訟費用は被告人の負担とする

よつて主文のとおり判決する

(裁判長判事 青木亮忠 判事 鈴木進 判事 藤原千尋)